

プロGRESS奈良 部則

(名称)

第1条 本部は名称をパワーチェアフットボールクラブ「プロGRESS奈良」とする。

(目的)

第2条 本部は、チーム全員がパワーチェアフットボールを通じて、常に向上心を持ち、人として互いに成長し合いながら、地域貢献するとともに、競技の普及と発展を目的とする。

(部員の構成)

第3条 本部の部員は、選手・スタッフ・サポーターで構成する。

(部署)

第4条 本部は、次の部署を置く。

1. 運営部…チーム運営を行う。(選手・スタッフ)
 2. 執行部…競技に関する執行。(選手・スタッフ)
- ※その他、本部の活動に協力及び援助をする「サポーター(団体を含む)」を置く。

(役員及びその任務)

第5条 本部に次の役員を置く。

代 表 1名…本部の代表者(事務局)として、活動を統括する。幹事を兼務する。

副代表 1名…代表の補佐、及び代行を行う。幹事を兼務する。

会 計 1名…本部部費の徴収並びに会計全般を行う。

総 務 1名…練習場所の確保を行う。書類の作成や管理を行う。

広 報 1名…HPの作成・管理を行う。窓口用メールの管理。

幹 事 2名…「日本電動車椅子サッカー協会」・「奈良県電動車椅子サッカー協会」並びに「関西電動車椅子サッカー連絡会」の会議に出席する必要がある場合、その会議に出席する。

監 事 1名…業務執行の状況の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、選出から二年間とする。(再任可)

但し、役員本人が役割を続けることが困難になった場合の辞任については、他の役員が協議した上で、これを認めることができる。

欠員が生じた場合は、臨時総会で後任を決定する。

(活動)

第7条

1. 練習

三ヶ月以上参加できない場合には、代表へ休部届を提出すること。

但し、その期間中であっても参加可能な場合は、代表へ連絡し参加できる。

2. 試合

「日本電動車椅子サッカー協会」・「奈良県電動車椅子サッカー協会」並びに「関西電動車椅子サッカー連絡会」主催の試合には、基本的に出場する。

3. 普及活動及びその他

本部が必要と位置づける各行事には、積極的に参加しなければならない。

(総会)

第8条

1. 本部の総会は、選手・スタッフで組織する。

2. 代表は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ヶ月以内に開催しなければならない。

但し、臨時総会が必要と代表が判断した時は、召集し開催する。

総会の会議は、部員の半数以上が出席しなければならない。

総会の議事は、出席部員の過半数で決する。

総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の1週間前までに、会議の日時、場所および目的を示して、部員に通知を発しなければならない。

3. 総会の議長は、代表が務める。

4. 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

(1) 役員選出(2年に1回)

(2) 収支決算および活動報告

(3) 収支予算および活動計画

(4) 部則の制定、変更または廃止

(5) その他本部の活動に関する重要事項

5. 各部員は、1個の議決権を有する。尚、部員は、書面または代理人によって議決権を行使することができる。出席できない部員は、委任状を提出すること。尚、無断

欠席の場合は議決に従わなければならない。

6. 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。尚、議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および議長の指名する2名の総会に出席した部員がこれに署名押印しなければならない。

(支出入及び費用負担)

第9条

1. 収入

- ① 部員は入部後、毎月定められた金額を部費として納めなければならない。
但し、活動を休止している期間も、月額五割の部費を納めなければならない。
尚、退会する場合は、その年度の六カ月分に不足する額を納める。
 - ② 部費の金額は、選手部員月額2,500円・スタッフ部員年額6,000円
(月額500円)
 - ③ 部費を変更する場合は、総会で決定する。
 - ④ サポーターの年会費 1口 1,000円
 - ⑤ 補助金・サポーター並びに部員の寄付金。
- ※部費は、選手とスタッフを兼任する場合は、選手を優先する。

2. 支出

- ① 「日本電動車椅子サッカー協会」並びに「奈良県電動車椅子サッカー協会」に拠出する会費。
- ② 「日本電動車椅子サッカー協会」・「奈良県電動車椅子サッカー協会」並びに「関西電動車椅子サッカー連絡会」が主催する試合について、参加費等の費用
- ③ 本部が活動することに必要な費用。

3. 慶弔費

慶弔費の支出は、部員（選手・スタッフに限る）に直接関係する下記の事柄について行う。

- 1) 結婚祝金
- 2) 出産祝金
- 3) 弔慰金
- 4) 特別に必要と認められる事柄

(活動並びに会計年度)

第10条 本部の活動年度は4月1日より翌年3月31日とするが、会計年度は1月1日より翌年12月31日までとする。

(会計報告)

第11条 代表は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(その他)

第12条 本部則に該当しない重要事項については部員で協議する。

(付則)

1. 本部則は、2019年1月1日から効力を発する。